

長崎県の離島の道づくりを考える懇談会 設置要綱

（設置の趣旨）

第1条 「離島地域の今後の効率的な道路整備を行うにあたり、道路に関係の深い各分野の代表者の方から幅広い意見を聴取し、県としての整備の方向性、必要性、重要性を判断する指標を策定するための「長崎県の離島の道づくりを考える懇談会（以下「懇談会」という。）」を設置する。

（所掌事項）

第2条 懇談会は、次の事項について検討を行うものとする。

- (1) 離島における道路の成果指標について
- (2) その他

（組織）

第3条 懇談会は、長崎県土木部長が委嘱する委員で組織する。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から成果指標策定日までとする。

（座長）

第5条 懇談会に、座長1名を置く。

- 2 座長は、委員の互選により決定する。
- 3 座長は、懇談会を招集し、会議の議長となるとともに、会務を総理する。
- 4 事故等により座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員が、その職務を代理する。

（庶務）

第6条 懇談会の庶務は、長崎県土木部道路建設課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則

この要綱は、平成26年3月3日から施行する。